

特定非営利活動法人かくれんぼ
一般事業主行動計画

社員の働き方を見直し、社員全員が仕事と生活の両立が実現できる働きやすい環境をつくることによって、その能力を十分発揮できるようにするため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年7月7日～令和4年7月6日までの2年間

2. 内容

目標1：年次有給休暇の取得を促進させ、取得率を平均50%以上とする。

【対策】

- 年5日の年次有給休暇の取得義務化（労働基準法第39条7項）以降の取得状況を把握した上で、取得に対する課題を洗い出す。
- 課題に対する改善策を人事部内で検討し、その結果を伝達会議で管理者に知らせる。
- その上で、改めて有給休暇の趣旨や制度の理解を全職員に周知する。
- 有給休暇取得率の低い職員（部署）に対し、有給休暇取得状況をフィードバックするほか、本人及び家族（配偶者・子・同居親族等）の誕生日等での活用を呼びかけ取得奨励する。
- 有給休暇取得が進まない事業所の管理者には、別途対策を検討する。

目標2：産前産後休暇や育児・介護休業、子の看護・介護休暇などの制度の周知や情報提供を行う。

【対策】

- 各種制度が開設されたパンフレットを作成する。
- 伝達会議で管理者対象に研修を実施する。
- 制度の運用について、パンフレットを職員全員に配布し、周知徹底する。